

# 一 般 質 問 通 告

(令和8年つくば市議会定例会6月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
6/10 (水)	1	9番議員 篠内幸代
	2	25番議員 木村修寿
	3	10番議員 渡辺峰子
	4	13番議員 川久保皆実
	5	6番議員 伊藤文弥
	6	8番議員 青木真矢
	7	17番議員 山中真弓
6/11 (木)	8	28番議員 塩田尚
	9	22番議員 小久保貴史
	10	24番議員 木村清隆
	11	7番議員 梅沢尊信
	12	5番議員 樋口裕大
	13	3番議員 田代優
	14	1番議員 川田青星
6/12 (金)	15	14番議員 川村直子
	16	16番議員 あさのえくこ
	17	15番議員 中村重雄
	18	19番議員 高野文男
	19	4番議員 市原琢己
	20	27番議員 飯岡宏之
	21	18番議員 小森谷さやか
6/15 (月)	22	11番議員 酒井泉



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日  
つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 篠内 幸代

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 非核平和都市宣言としての取組について	<p>つくば市では、非核平和都市宣言を行い、平和の尊さや核兵器廃絶への願いを発信しています。一方で、世界情勢が大きく変化する中、平和教育や平和意識の継承の重要性はますます高まっています。</p> <p>また、戦争体験者の高齢化が進む中、次世代へ平和の理念をどのようにつないでいくかが課題となっています。</p> <p>そこで、本市における取組について、以下伺います。</p> <p>(1) 平和事業の現状の取組について</p> <p>(2) 非核平和都市宣言について、市民への周知・啓発をどのように進めているのかについて</p> <p>(3) 子どもたちや若い世代への平和継承の取組について</p>	市長 教育長 担当部長

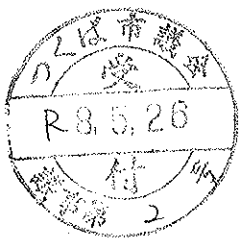
※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 認知症の人も家族も安心して暮らせる地域づくりに ついて	<p>国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、市町村においても地域の実情に応じた認知症施策の推進が求められています。</p> <p>本市では、認知症ケアパスや認知症カフェなど様々な取組が進められていますが、第10期高齢者福祉計画に認知症施策をどのように位置づけ、今後どのような方向性で推進していくのか、以下伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 第10期高齢者福祉計画における認知症施策の策定スケジュール及び策定プロセスについて</li><li>(2) 認知症当事者や家族等の意見を、計画策定にどのように反映していくのかについて</li><li>(3) 本市が今後目指す認知症施策の方向性と重点的に取り組む内容について</li></ul>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 部活動における移動時の安全対策について	<p>磐越自動車道において、高校の部活動の遠征中に発生した交通事故により尊い命が失われ、多くの生徒・関係者が深刻な被害を受けました。亡くなられた方々に哀悼の意を表し、負傷された皆様にお見舞い申し上げます。</p> <p>本件事故は、学校における遠征時の移動手段の安全確保、緊急時対応の在り方等、多方面にわたる課題を改めて顕在化させたものと認識しております。</p> <p>本市としても、必要な支援や体制整備について検討を進めることが求められています。</p> <p>部活動における移動時の安全対策について、以下伺います。</p> <p>(1) 中学校の部活動における遠征時の安全管理の現状について</p> <p>(2) バス等を利用する際の基準や契約方法について</p> <p>(3) 長距離移動や引率に関する安全対策について</p> <p>(4) 今後の部活動における安全管理の在り方について（地域展開を踏まえた体制整備を含む。）</p>	市 長 教 育 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和8年5月26日  
午前8時30分受付  
(通告書 1枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 5月 26日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村修寿

質問事項	要旨	答弁者
1 犯罪被害者支援対策事業について	犯罪被害者や遺族の権利を守り、経済的・精神的支援を総合的に行う支援事業の制定のため、2025年4月時点で全国市町村の約6割で条例が制定されています。また、茨城県においては県内44市町村のうち、32市町村で条例が制定されているところです。つくば市での現在の状況及び今後のスケジュール等について、お伺いいたします。	市長 担当部長
2 産後ケア事業について	子育て世帯の増加や転入者の増加に伴い、孤立した子育てや産後不安など、特に妊娠期から出産後までの支援につなげる事業について、以下お伺いいたします。 (1) 支援事業内容について (2) 利用実績について (3) 課題等について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 渡辺 峰子

質問事項	要旨	答弁者
1 地域防災力の強化について	<p>近年、全国各地で大規模地震や豪雨災害が相次ぎ、改めて地域防災力の重要性が浮き彫りとなりました。特に、停電復旧時の通電火災や断水の長期化、避難所運営における課題など、平時からの備えの必要性が強く指摘されております。</p> <p>国においても、「自助・共助・公助」の連携強化を掲げ、防災・減災、国土強靱化を重点施策として進めております。また、自治体においては、地域特性に応じた取組が求められております。</p> <p>つくば市においても、人口増加や住宅開発が進む一方で、高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化など、新たな課題も生じております。災害時に「誰一人取り残さない」地域防災体制を構築するためには、行政だけでなく、地域住民や自主防災組織、多様な主体との連携強化が重要であると考えます。</p> <p>そこで、本市の地域防災力強化について、以下伺います。</p> <p>(1) 自主防災組織支援について (2) 災害時協力井戸登録制度について (3) 感震ブレーカー設置促進について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 「生命（いのち）の安全教育」の推進について</p>	<p>近年、性犯罪・性加害は深刻化しており、2024年の不同意性交等罪の認知件数は前年比45%増の約4,000件となり、特に若年層における被害・加害の増加が社会課題となっています。</p> <p>こうした中、国は令和2年から「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を打ち出し、文部科学省を中心に「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。</p> <p>また、SNSやオンラインゲーム等を通じた性被害や性加害、いわゆる“いたずら感覚”が重大な犯罪につながるケースも増加しており、デジタル社会に対応した教育の重要性も高まっています。</p> <p>全ての子供の命と未来を守る観点からも、正しい知識と支援につながる教育は極めて重要です。</p> <p>一方で、「生命（いのち）の安全教育」の実施状況には自治体間格差があり、京都市では全校実施となっているなど先進事例も見られます。</p> <p>そこで、本市における「生命（いのち）の安全教育」の現状と今後の取組について、以下伺います。</p> <p>(1) 本市における「生命（いのち）の安全教育」の実施状況について</p> <p>(2) 性被害・性加害防止に向けた発達段階に応じた教育内容について</p> <p>(3) 今後「生命（いのち）の安全教育」を全校的・継続的に推進していく考えについて</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答 弁 者
<p>3 夏季休業期間中の酷暑対策・食支援について</p>	<p>近年、気候変動の影響等により、全国各地で記録的な猛暑が頻発しており、特に、経済的に困難な状況にある家庭では、住環境や冷房設備の制約などから、子供の熱中症等の健康被害リスクが高まっております。また、物価高騰等を背景として生活困窮が深刻化する中、夏季休業期間中における子供の健康や生活環境、さらには食事機会の確保への懸念も強まっております。</p> <p>こうした中、国においては、令和8年5月15日付で「夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用について」という通知を发出し、各自治体に対し、既存施策を有機的に活用しながら、夏季休業期間中における子供の居場所づくり、食事支援、見守り支援等を切れ目なく実施するよう求めています。また、当該通知に関する自治体向け説明会も開催されております。</p> <p>そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 本市において、当該通知及び説明会の内容をどのように受け止め、庁内での共有・検討をしているか</p> <p>(2) 本市における、夏季休業期間中の子供の居場所確保、食事支援、見守り支援等に関する現在の取組状況について</p> <p>(3) 経済的困窮世帯や支援が必要な家庭に対する、夏季休業期間中における支援体制の構築について</p> <p>(4) 国が示す各種支援施策について、本市としてどのように活用を検討しているか</p> <p>(5) こども食堂、地域団体、NPO、学校、福祉部門等との連携による、切れ目のない支援体制の構築について</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 7 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 市営公園について	<p>(1) つくば市公園緑地遊具等設置指針に基づく遊具等の設置について</p> <p>つくばエクスプレス沿線地域で子育て中の方々から、「公園の遊具が少ない」、「砂場がない」、「鉄棒がなくて練習できない」等の声が寄せられたことをきっかけに、令和 5 年 6 月定例会の一般質問において、公園遊具の数や多様性について小学校区ごとに大きな差があることを指摘し、遊具の設置に関する何らかの基準を作ることを提案しました。</p> <p>その後、令和 6 年 3 月定例会、同年 9 月及び令和 7 年 2 月定例会議においても、当該提案について一般質問を行い、結果として、令和 7 年 3 月 26 日に『つくば市公園緑地遊具等設置指針』（以下「本件指針」といいます。）が策定されました。</p> <p>そして、令和 7 年 12 月定例会議において、本件指針の内容を踏まえて一般質問を行ったところ、公園の再整備の優先度が高いのは、学園の森義務教育学校区及びみどりの学園義務教育学校区であり、前者においては</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>令和7年度中、後者においては令和8年度に、再整備に向けて区会等への説明の場を設けるとの答弁がありました。また、延床面積100㎡以上の大型の複合遊具の設置については、令和7年度中に候補地を検討するとの答弁がありました。</p> <p>以上を踏まえ、次の点について伺います。</p> <p>ア 学園の森義務教育学校区及びみどりの学園義務教育学校区における公園の再整備に向けた対応の進捗状況</p> <p>イ 延床面積100㎡以上の複合遊具の設置候補地についての検討状況</p> <p>(2) 市営公園におけるバスケットゴールの設置について</p> <p>令和6年7月、つくば市で子育て中の方から、「バスケットボールの練習ができる公園が少なくて困っている」との相談が寄せられました。</p> <p>これを受け、市営公園へのバスケットゴールの設置について、令和6年9月及び令和7年2月定例会議において一般質問を行った結果、バスケットゴールの設置に関するアンケート調査を実施する旨の答弁がありました。</p> <p>その後、令和7年5月28日から6月30日にかけて、『公園内バスケットゴール設置に関するアンケート』（以下「本件アンケート」といいます。）が実施されました。</p> <p>そして、令和7年12月定例会議において、本件アンケートの回答結果を踏まえた今後の方針について一般質問を行ったところ、</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>公園敷地を利用したバスケットゴールの設置について、令和7年度中に設置場所を選定し周辺区会との協議を進めていくとの答弁がありました。</p> <p>以上を踏まえ、次の点について伺います。</p> <p>ア バスケットゴールの設置場所の選定結果</p> <p>イ 周辺区会との協議の進捗状況</p> <p>(3) 中央公園リニューアルについて</p> <p>令和7年5月につくば市都市計画部学園地区市街地振興課から公表された『つくば中央公園リニューアル基本計画(案)』及び『カフェ設置、遊具・屋内遊び場の設置に関する考え方について』の両文書の内容を踏まえ、令和7年6月定例会議において、遊具の設置及び防災に関する取組などについて一般質問を行いました。</p> <p>その後、令和7年8月に同課から公表された『つくば中央公園リニューアル基本計画』では、「公園環境を変えない程度の小規模な遊具については検討する。」「池の水源となっている井戸を、災害時に活用できるよう整備を検討する。」との記載が追加されました。</p> <p>以上を踏まえ、次の点について伺います。</p> <p>ア 小規模な遊具の設置についての検討状況</p> <p>イ 池の水源となっている井戸を災害時に活用できるよう整備することについての検討状況</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 空き地の樹木による生活環境被害について	<p>令和7年5月、市内で家庭菜園を楽しむ市民の方から、「近隣の空き地に生えている桑の大木において毛虫が大量に発生し、周辺にある家庭菜園の畑、住宅の庭及び住居へ侵入して被害を与えている。」との相談が寄せられました。</p> <p>空き地の適正な管理については、『つくば市空き地除草条例』（以下「本件条例」といいます。）が制定されていますが、本件条例に基づき所有者等に除去が義務付けられるのは雑草に限定されており、樹木はその対象となっておりません。</p> <p>一方、隣接自治体の事例として、『つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例』では、「雑草等」の定義に「立ち木」を含めており、空き地に生える樹木による生活環境被害への対応が可能となっています。</p> <p>また、『つくば市空き家等適正管理条例』でも、「管理不全な状態」の定義に「建築物の敷地内にある樹木（中略）が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態」を含めており、空き家の敷地内に生える樹木については、生活環境被害への対応が可能となっています。</p> <p>以上を踏まえ、令和7年9月定例会議において、本件条例を樹木による生活環境被害にも対応できるものとするよう、条例改正の検討を求める一般質問を行ったところ、「これまで市に寄せられた相談内容を精査するとともに、他自治体の事例調査等を行い、条例改正の要否を含めた方針について、令和7年度中に検討します。」との答弁がありました。</p> <p>そこで、当該検討の結果について伺います。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 男女共同参画の推進について	<p>『つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）』（以下「本件計画」といいます。）において、審議会等委員の女性委員の割合についての目標値が、前期計画における「各審議会毎に30.0%」から全体で「40%以上」に変更されました。</p> <p>それを受けて、令和5年6月定例会の一般質問において、当該目標値の変更に関し、「黄金の3割理論」に基づき、全体の合計値で考えるのではなく、まずは各審議会ごとに30%以上を達成することの重要性を指摘するとともに、審議会等委員の女性委員の割合を増加させるための取組方針について確認しました。</p> <p>以上を踏まえ、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 審議会等委員の女性委員の割合を増加させるため、令和5年度以降に実施した取組</p> <p>(2) 上記(1)の取組の成果</p> <p>(3) 次期計画の策定に向けた検討スケジュール</p>	市長 担当部長
4 市職員の働き方改革について	<p>(1) 長時間勤務による市職員の健康障害を防ぐための対策について</p> <p>令和7年6月定例会議において、長時間勤務による市職員の健康障害を防ぐための対策について一般質問を行いました。</p> <p>その際、まず、時間外勤務時間が月100時間を超える職員数ゼロを実現するための対策として、五十嵐市長から「今後まず月80時間を超える時間外勤務が発生した部署と特別職も入り、人事課で原因の共有と対策を検討する場というのを、年に一度では少ない</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>としますので、複数回設けていきたいと考えております。そこで状況や進捗を確認し、改善が確実にされているかどうかをきちんと進捗を追っていくということを、特別職のレベルで行っていく必要があると思います。」との答弁がありました。</p> <p>次に、就業制限が出た場合の対応について、総務部長から「今年度から就業制限が出た場合の対応として、これまでは所属長に対して対応策の検討を依頼していましたが、部内経営や人的対応の点から、所属部長、所属長、人事課の3者による協議・連携体制を構築し、課題解決に向けてより実行力のある対策を取れるようにいたしました。」との答弁がありました。さらに、仮に所属部長も含めた協議や連携体制だけでは状況が改善しない場合における特別職の関与について質問したところ、五十嵐市長から「新たな3者協議でも、仮に一定期間、例えば2か月間であるとか、それで改善が見られない場合については、特別職が加わって、その部等だけではなくて、全庁的な視点からその解決策をきちんと行っていきたいと思っています」との答弁がありました。</p> <p>そこで、これらの対策の実施状況について伺います。</p> <p>(2) 子育て部分休暇について 令和7年9月定例会議において、品川区や川崎市などの自治体で導入されている「子育て部分休暇」の制度（以下「本件制度」といいます。）について一般質問を行いました。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>その際、市側からは、本件制度について「未就学児のみを対象とする育児部分休業に加えて、小学校就学後の子供を持つ職員の柔軟な働き方を継続して支援するもので、職員の仕事と家庭の両立を一層容易にする意義のある制度だと考えます。今年度(令和7年度)中に他自治体の事例や導入後、生じるとと思われる課題を整理し、つくば市での導入可否について検討いたします。」との答弁がありました。</p> <p>そこで、当該検討の結果について伺います。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



## 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 8 時 30 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

伊藤 文弥

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 重層的支援体制整備事業について	<p>8050 問題、ダブルケアやヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える方が増える中、福祉の分野を越えた包括的な支援体制が求められている。重層的支援体制整備事業は、断らない相談支援、参加支援、地域づくりの 3 つの柱で構成され、全国の自治体がそれぞれの実情に合わせた形で取り組んでいる。</p> <p>つくば市には多くの支援機関や独自の支援資源があるが、それらを分野横断で束ねる機能が十分ではないと感じている。つくば市における本事業の取組状況と今後の方向性について、以下伺う。</p> <p>(1) 重層的支援体制整備事業の実施状況について</p> <p>ア 重層的支援体制整備事業に取り組み始めた経緯</p> <p>イ 前年度における多機関協働事業の支援実績</p> <p>ウ 現在の実施体制</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(2) 3つの柱（断らない相談支援・参加支援・地域づくり）の取組について</p> <p>ア 断らない相談支援として、多機関協働事業においてどのような取組を行っているか</p> <p>イ 参加支援事業として、どのような取組を行っているか</p> <p>ウ 地域づくりに向けた支援として、どのような取組を行っているか</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 8 時 46 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 青木 真矢

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 芸術文化をいかした豊かなまちづくりについて	<p>現在、つくば市においては、令和 6 年度から令和 10 年度を計画期間とする『つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）』が策定されております。本計画においては、「アートで編む」という基本理念の下、市内の多様な主体や魅力を芸術文化と結び付け、つくば市独自の芸術文化を醸成し、豊かなまちづくりを目指す方針が示されております。</p> <p>芸術文化は市民が共有する財産であり、生涯にわたって全ての市民の創造性を刺激し、豊かな人間性を育むことに大きく寄与するものであると考えます。そこで、本市の芸術文化施策の現状と今後の展望について以下を伺います。</p> <p>(1) 「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の目指す理想像について</p> <p>(2) つくば市ならではの芸術文化施策として、特色ある事業の具体的な内容について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市における地産地消の推進について	<p>つくば市には多様な食文化の土台が整っており、市内では質の高いプロフェッショナルな食の体験を求める声も高まっております。この「食の体験」は単に食べるだけではなく、食材、栽培方法や環境、さらには生産者についても知ることができる体系的な体験であることが求められております。これはまさしく、食育の目指す理想形とも言えます。</p> <p>その中で、地産地消の推進は、「食の体験」の最も基礎的な取組の一つであると考えます。市内産の農産物を食べることで、食を通してつくば市の魅力に目を向けるきっかけとなり、派生する様々な体験への導入となり得ます。</p> <p>このように、地産地消の推進は非常に重要な取組であると考えます。そこで、こうした食育の観点も踏まえ、本市の地産地消の推進について以下を伺います。</p> <p>(1) 本市における、これまでの地産地消の推進に関する取組について</p> <p>(2) 市が把握している地産地消の推進に関する課題について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 10 時 26 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 データセンター建設について	(1) 高エネ研南側未利用地に建設予定のデータセンターについて ア データセンターの規模と建屋の完成時期及び環境影響評価の実施状況 イ 事業者からの対面での説明会の開催状況 (2) つくば市には「地球温暖化対策実行計画」があり、データセンター建設に伴い温室効果ガス排出量及び削減量に大きく影響を与えると考えるが、市としての見解 (3) データセンター建設及び稼働について ア データセンター稼働に伴って排出される地球温暖化ガス、及び大気汚染物質、熱等の排出予定量 イ データセンター建設に当たってのガイドラインの策定を行う考え	市長 担当部長
2 市内中学校の給食費無償化について	2月定例会議の総務文教分科会の質疑で、令和8年度から、小学校の児童に向けて給食費無償化予算が国から支援されたこと、教員の給食費の引上げ等で、市の負担が大きく減額されることが分かった。県内8割の自治体が、この4月から小中学校の給食費無償化を実施している。つくば市が実施できない根拠はないと考えるが、市の見解は。	市長 教育長 担当部長
3 市内小中学校の予算について	令和6年度から令和8年度までの消耗品費、図書備品、教材備品の予算の推移及び減額されている理由	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 つくばまちなかデザイン株式会社について	(1) 議会への決算報告はいつあるのか (2) 現在のオフィスの空室状況	市長 教育長 担当部長
5 中東情勢緊迫化に伴う市内中小企業者への影響と実態調査について	<p>25日、国は、中東情勢に対応するとして補正予算編成と予備費使用を正式に表明した。補正予算が成立した際には、今後その予算が自治体に下りてくると想定されるが、これだけ深刻な社会情勢の中、地元中小企業者への支援も重要と考える。</p> <p>現在の中東情勢を受けた、市内中小企業者の現況や経営への影響について、市は現時点でどのように認識しているか。また、具体的支援を行うためにも、早急に実態調査をすべきと考えるが市の見解は。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和8年5月26日  
午前10時56分受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年5月26日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質問事項	要旨	答弁者
1 緊急一時避難施設(シェルター)の設置状況について	政府は、有事に備えて、全国の市区町村において、住民の全てが避難できるシェルターの確保を目指すとの方針を打ち出した。 そこで、市のシェルターの現状について伺う。	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午前 11 時 43 分 受付  
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 交通政策について	(1) 市内の主な渋滞箇所及び原因の把握状況について伺います。 (2) 公共交通及び自転車環境の整備により、自家用車依存を抑制することについて、見解を伺います。	市長 担当部長
2 教育環境について	市内のPTA加入状況及び今後の学校・保護者連携について伺います。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



## 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 26 日  
午後 3 時 59 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 26 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 自転車に関する つくば市の取組に ついて	<p>つくば市では、自転車を安全かつ快適に利用できる環境をつくるため、「つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、2014年4月1日から施行しました。条例の大きなポイントは3つで、①子供たちに自転車を安全に利用するための知識を習得させましょう②ヘルメットや反射材などを着用しましょう③自転車の安全点検と保険の加入に努めましょうという内容です。</p> <p>上記を踏まえ、自転車のまちつくばとしての、以下に関する取組状況を伺います。</p> <p>(1) つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の運用状況</p> <p>(2) 2026年4月から自転車にも交通反則通告制度が導入されたことについて、つくば市としての以下に対する取組状況</p> <p>ア 市民(児童・生徒・成人・高齢者)に対する広報活動及び啓発(教育)活動</p> <p>イ 自転車通行空間の整備状況</p> <p>ウ 道路や歩道への倒木、枝・雑草の張り出しへの対応状況</p>	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(3) 幼児同乗用自転車購入費補助事業の実施状況 (4) 自転車用ヘルメット購入助成事業の実施状況 (5) 高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業の実施状況 (6) つくば市自転車活用推進計画の運用状況 (7) 自転車のまちつくば推進委員会の実施状況	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 27 日  
午前 8 時 55 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 27 日

つくば市議会議員 梅沢 尊信

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質問事項	要旨	答弁者
1 通信障害等発生時におけるデジタル依存リスクへの対応について	<p>現在、つくば市は、行政手続のオンライン化や「つくスマ」の活用など、DXの推進により市民サービスの向上に取り組んでいます。</p> <p>一方で、近年では全国的な通信障害やシステム障害の発生により、住民票や印鑑証明書の発行停止、コンビニ交付サービスの利用停止、さらにはキャッシュレス決済やオンラインサービスが利用できないなど、市民生活に大きな支障を及ぼす事例が発生しております。</p> <p>行政サービスのデジタル化が進むほど、通信やシステムへの依存度も高まることから、通信障害等の発生時においても行政機能を継続し、市民サービスへの影響を最小限に抑える体制整備が重要であると考えます。</p> <p>そこで、以下お伺いいたします。</p> <p>(1) 通信障害等が発生した場合の行政サービス継続体制について</p> <p>(2) 庁内ネットワークが停止した場合でも、市民サービスを継続するための準備はされているか</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 消防団員の処遇 改善後に係る対応 について	<p>消防団は、火災や風水害を始めとする災害対応だけでなく、地域防災訓練や火災予防活動など、地域防災の要として重要な役割を担っております。</p> <p>また、全国的に消防団員の減少や高齢化が進む中、つくば市においても団員確保や活動環境の改善に向けた取組が進められております。</p> <p>一方で、報酬の個人支給が実施されてから一定期間が経過し、現場からは新たな課題や改善を求める声も聞かれるようになりました。</p> <p>そこで、消防団員報酬の個人支給導入後、団員数や入団状況、活動参加状況などにどのような変化が見られたかをお伺いいたします。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 27 日  
午後 0 時 47 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質問事項	要旨	答弁者
1 ナフサ不足における指定ごみ袋の現状について	つくば市内も一部地域で家庭用指定ごみ袋の欠品があったと報告が入っているが、市ではどのように現状を把握されているか、以下伺う。 (1) つくば市における家庭用指定ごみ袋の現在の供給体制及び製造・流通の仕組みについて (2) 事業者との現在の在庫状況や情報共有を行っているのか、また、行っている場合、どのような頻度、形式で行っているのか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 学校給食について	<p>学校給食は、子供たちの成長を支える重要な教育の一部であり、同時に、毎日大量の食材調達、調理、配送を時間どおりに行う極めて高度な行政オペレーションであると考えます。</p> <p>近年は、食材価格の高騰、人手不足、配送コストの上昇、アレルギー対応の複雑化など、学校給食を取り巻く環境は年々厳しさを増している。</p> <p>さらに、感染症対応や臨時休校、災害時対応など、不測の事態への柔軟な対応力も求められるようになってきている。</p> <p>そのような中、学校、教育局、給食センター間の情報共有や危機管理体制が、現在の運営実態に十分対応できているのかを、改めて検証する必要があると感じています。</p> <p>今回は、学校給食行政全体の運営体制について確認しながら、最後に実際に発生した事案も踏まえ、市の課題認識について以下伺う。</p> <p>(1) 現在、学校給食運営において市が課題として認識している点</p> <p>(2) 食材価格高騰による影響をどのように捉えているのか</p> <p>(3) 調理員や配送体制の人材確保状況</p> <p>(4) 児童生徒数増加に対して、現在の給食センター機能は十分対応可能か</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 27 日  
午後 1 時 27 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 田代 優

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 スクールソーシャルワーカーの配置について	<p>不登校や家庭環境など、学校だけでは対応が難しい課題が増える中、福祉と教育をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割はますます重要となっている。</p> <p>また、教員の業務負担が増大する中、福祉的な課題をスクールソーシャルワーカーが担うことで、教員が本来の教育活動に専念できる環境づくりにもつながっており、学校全体を支える存在として期待が高まっている。</p> <p>しかしながら、現在は正規職員ではない立場で複数校を担当している状況であり、継続的な支援体制や人材確保の面で課題があると考えます。</p> <p>加えて、スクールソーシャルワーカーに相談できることを知らない保護者や市民も多く、支援を必要としている方に情報が届いていない現状もある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置体制の強化及び相談窓口としての周知について、以下伺う。</p> <p>(1) 現在のスクールソーシャルワーカーの人数、勤務形態及び担当校数について</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<ul style="list-style-type: none"><li>(2) 活動実績及び支援体制について</li><li>(3) 教員とスクールソーシャルワーカーの役割分担及び連携状況について</li><li>(4) 正規職員ではない立場で配置することに対する課題の認識について</li><li>(5) 保護者・市民への周知状況及び今後の広報の取組について</li><li>(6) 今後の体制強化について</li></ul>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8年 5月 28日  
午前 9時 16分 受付  
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 5月 28日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

川田 青星

質問事項	要旨	答弁者
1 太陽光発電の現状と課題について	<p>太陽光発電は、海外からの化石燃料に依存せず、発電時に二酸化炭素を排出しないことから、エネルギー安全保障や地球温暖化対策に大きな役割を果たしている。行政の立場からも利用を進めていただきたいが、一方で発電所の建設・運用に際して問題が生じることもあり、太陽光発電そのものへの誤解も広がりつつある。</p> <p>課題へ対処し、有効に太陽光を利用していくために以下伺う。</p> <p>(1) 公共施設への太陽光パネル設置拡大の進捗状況 (2) 蓄電池購入補助の実績及び今後の拡大方針 (3) 野立て太陽光発電の課題と対策</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 道路の冠水対策について	<p>降水量の多い季節には水害の危険性が高まり、その一つに冠水が挙げられる。歩行者の転倒やマンホール・側溝への転落、自動車のエンジントラブルによる交通網への影響などのリスクがあるため、適切に対策することが求められる。</p> <p>そこで以下伺う。</p> <p>(1) 主な冠水注意箇所  (2) どのような対策を講じているか  (3) 排水ポンプの設置場所と排水処理能力</p>	市長 担当部長
3 桜を始めとする樹木の保全と外来生物への対応について	<p>市内には桜を始めとする数多くの樹木が植えられているが、寿命や管理不全により落枝の恐れがある危険木となってしまうことがある。また、近年外来生物による被害も出ており、生物多様性への影響も無視できない。</p> <p>危険を除きつつ、美しい景観を維持するために以下伺う。</p> <p>(1) 以下の場所における樹木について、どのような計画に基づき管理・保全しているのか  ア 道路  イ 公園  ウ 教育施設  (2) クビアカツヤカミキリ等の外来生物への対処状況</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和8年5月28日  
午前9時19分受付  
(通告書 2枚)No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年5月28日

つくば市議会議長 黒田健祐様

つくば市議会議員 川村直子

質問事項	要旨	答弁者
1 学校におけるいじめへの対応について	<p>中学生がいじめを苦に自死したことをきっかけに、2013年「いじめ防止対策推進法」が施行された。これに基づき、市では2014年「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止といじめが認知された時の対応の方針を定めた。</p> <p>市では「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題専門委員会」を設置、いじめの防止等の対策のほか、いじめの重大事態に係る事実関係を明らかにする調査等を行っている。</p> <p>「いじめ防止基本方針」の策定以来、細やかな施策が示されているが、現場からは、十分に対応されていないという声が届いている。</p> <p>いじめに関する対応は、命に関わることであり、当事者に寄り添った対応ができるよう、改めて市の考えを伺う。</p> <p>(1) いじめ防止の取組</p> <p>(2) いじめの現状と対応 いじめの定義、認知件数、いじめが認知された時の対応の流れ及びいじめ「解消」の定義</p> <p>(3) いじめ重大事態について 重大事態の定義、認知件数、対応の流れ、「解消」の定義及び誰が、どこで、重大事態と判断するのか</p> <p>(4) 「つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に定められた、以下の組織の役割、開催状況 ア つくば市いじめ問題対策連絡協議会 イ つくば市いじめ問題専門委員会 ウ つくば市いじめ問題再調査委員会</p> <p>(5) いじめの防止や対応における課題と、今後の方針</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答弁者
2 性の多様性の更なる理解促進について	<p>2026年4月、市では「市職員のためのインクルーシブな職場環境づくりガイドライン(性の多様性編)」を策定し、公表した。</p> <p>これは「つくば市男女共同参画推進基本計画」において、市職員や市民が性的マイノリティに関する正しい知識を持ち、行動ができるようにするため、新たに作成することが位置付けられていたもので、評価するものである。</p> <p>着実にガイドラインの内容を浸透させていくため、以下、質問する。</p> <p>(1) ガイドライン策定の目的及びポイント</p> <p>(2) ガイドラインの使い方、市職員、学校教職員への周知の仕方</p> <p>(3) 市職員、学校教職員への性の多様性についての研修の状況</p>	市長 教育長 担当部長
3 公共施設予約システムの改修について	<p>現行のインターネットによる地域交流センターやスポーツ施設の公共施設予約システムについて、市民から、使いづらい、分かりにくい部分を改善してほしいとの声が、これまで市民ネットにも多く寄せられていた。</p> <p>具体的には、予約するための Web 画面上で使用可能人数や部屋の広さ、使用料金などを同時に見られないこと等とのことである。</p> <p>システムは現在改修中であるとのことだが、以下について考えを伺う。</p> <p>(1) 改修の内容と進捗状況</p> <p>ア システム改修のスケジュールと内容</p> <p>イ これまでの課題に対する改善策</p> <p>ウ 今後、新たにインターネット予約ができるようになる予定の施設</p> <p>(2) ふれあいプラザの予約システムについて</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 28 日  
午前 9 時 22 分 受付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 28 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 あさの えくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市の生活保護行政の在り方について	<p>生活保護制度は、収入が最低生活費を下回り、生活の維持が難しくなった時に利用できる、憲法第25条にも保障された権利です。しかし日本では、必要な人がどれくらい生活保護を受けられているかを示す「捕捉率」が20%程度と言われ、欧米の同様な制度の50～80%に対して著しく低い状況にあります。</p> <p>必要な人が受給に至らない原因としては、</p> <p>①情報の障壁（制度を知らない、資産処分等に対する思い込み等）</p> <p>②心理的な障壁（扶養照会等で身内に知られることへの抵抗感、生活保護そのものに対する偏見等）</p> <p>③手続の障壁（申請が難しい、申請に至らない）の3つの「壁」があると考えます。</p> <p>生活保護受給の必要が生じた時にためらわずに申請でき、また、支援につながるつくば市であるためにどうあつたらよいかを共に考える目的で、以下伺います。</p> <p>(1) つくば市における生活保護受給に関する過去3年間の以下の実績</p> <p>ア 生活保護受給の相談者数（実人数）、申請者数及び受給決定者数</p> <p>イ アの相談者のうち、申請に至らなかった主な理由とそれぞれの人数</p> <p>ウ 相談者のうち、生活困窮者自立支援制度につなげた人数及びその支援内訳</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 つくば市立幼稚園の役割と今後について</p>	<p>(2) 扶養照会について            ア 相談者に対してどのように説明及び聞き取りを行っているか            イ (1)アの申請者のうち、実際に扶養照会を行った数と割合            ウ (1)アの申請者のうち、扶養照会の結果、親族等による扶養が決定し、生活保護に至らなかった数</p> <p>(3) 相談者が自家用車及び持ち家を保有している際の以下の状況            ア その処分及び活用に関してどのような説明及び聞き取りを行っているか            イ 現在の受給世帯のうち、それぞれ保有している割合</p> <p>(4) 生活保護制度の周知について</p> <p>つくば市では公立幼稚園の管轄は教育局となっています。学区審議会の中で折々その在り方について意見が出ましたが、中心的な議題になることはありませんでした。しかし2025年3月の学区審議会答申で「つくば市における未就学児の教育・保育の在り方や、市立幼稚園の役割・意義について、着実に議論を進めていく必要があります」と記載され、同年9月より、「つくば市立幼稚園のあり方検討委員会」が始まったことを評価します。つくば・市民ネットワークではこれまで、3年保育の拡充、公立幼稚園の認定こども園化を中心に提案してきました。この問題は「保育ニーズ」「経済性」という文脈で語られることが多く、もちろん、それは大切な視点ですが、一番に考えなくてはならないのは、こども基本法第3条にある「子どもにとっての最善の利益とは何か」ということです。この2つの視点で以下伺います。</p>	<p>市長            教育長            担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(1) 市立幼稚園での3年保育の実施状況、保護者へのアンケート結果及び今後の拡充予定</p> <p>(2) 市立幼稚園での平日預かり保育の状況</p> <p>(3) 公立幼稚園の在り方に関する以下の場での議論について  ア つくば市立幼稚園のあり方検討委員会  イ つくば市総合教育会議及び教育委員会</p> <p>(4) 市立幼稚園の在り方に関する保護者を含めた市民との意見交換について</p> <p>(5) つくば市における市立幼稚園の役割</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8年 5月 28日  
午後 1 時 30分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 5月 28日  
つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 中村 重雄

質問事項	要 旨	答弁者
1 消防団員確保に向けた取組について	<p>近年、全国的に消防団員数の減少や高齢化が課題となっており、地域防災力の低下が懸念されている。</p> <p>つくば市においても、地域コミュニティの変化や就業形態の多様化により、団員確保が難しくなっている一方で、大規模災害や火災、水害等への対応力強化が求められている。</p> <p>消防団は、地域住民の生命・財産を守る重要な役割を担っており、持続可能な消防団体制の構築が必要であることから、以下伺う。</p> <p>(1) つくば市消防団の団員数及び、過去5年間の推移 (2) 若年層や女性消防団員、学生団員の加入促進に向けた現在の取組について (3) 消防団活動に対する処遇改善や負担軽減についての市の考え</p>	市長 担当部長
2 火災廃棄物の受け入れ及び支援体制について	<p>近年、住宅火災等により発生する火災廃棄物への対応について、市民から不安の声が寄せられている。被災直後は精神的、経済的負担が大きく、焼失物の処理方法や搬入手続が分かりづらいとの指摘もある。また、自治体によって受入れ体制や減免制度に差があることから、被災者に寄り添った支援体制の充実が求められている。</p> <p>そこで以下伺う。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 ライドシェアの運用状況について</p>	<p>(1) つくば市における火災廃棄物の受入れの可否、受入れ対象及び処理の流れについて                      (2) 処理手数料の減免制度の有無及び適用条件について</p> <p>近年、全国的にタクシー運転手不足や地域公共交通の維持が課題となる中、国においては日本版ライドシェア制度の導入が進められている。</p> <p>つくば市においても、高齢化の進展、公共交通空白地帯への対応など、市民の移動課題解決が求められている。</p> <p>そこで、つくば市におけるライドシェアの現状と今後の方向性について以下伺う。</p> <p>(1) 現在、市内で実施しているライドシェアの運用状況について                      (2) 今後のライドシェアの推進についての考え</p>	<p>市長                      担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8年 5月 28日  
午後 2時 14分 受付  
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8年 5月 28日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 高野 文男

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 市街化調整区域における大規模開発の可能性について	<p>市街化調整区域内での開発行為については、都市計画法、市開発条例、開発指導要綱に基づき厳格に許可されるものであり、これまでのイオンモールつくばや茎崎地区のキャノン化成株式会社本社・筑波事業所のような大規模開発は、当時の制度の下で可能であったもので、現在では同様の開発は困難であると伺ってきました。</p> <p>しかしながら、私の地元である茎崎地区、特に上岩崎・下岩崎・大舟戸地区では、農村地帯の少子高齢化と後継者不足が深刻化し、農地の貸付も進まない状況があります。特に地形や面積、さらには至便性の問題もあり、借り手がつかず、耕作放棄地となり、課税負担や草刈り委託費など地権者の負担が増大しています。</p> <p>また、草木の繁茂は野ネズミや蛇などの害獣の温床となり、ツツガムシ等のダニ類の増加も懸念されます。冬季には、タバコ等の不始末などによる林野火災の危険性も高まっています。</p> <p>こうした地域課題を踏まえ、改めて市街化調整区域における大規模開発の可能性について、以下伺います。</p> <p>(1) 上岩崎地区等における大規模開発の可能性について (2) つくば市都市計画マスタープランとの関係について (3) 茎崎地区のインフラ整備状況を踏まえた観点からの開発の可能性について (4) 地域未来投資促進法の活用の可能性について</p>	市長 担当部長

※一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 投票所の変更及び再変更について	<p>昨年度の選挙において、投票所が「基崎第二小学校 → 岩崎保育所 → 基崎第二小学校」と2度変更されたことにより、対象エリアの住民からは振り回されたといった厳しい御意見やお叱りの声が寄せられています。こうした市民の不満は、行政の判断が二転三転したように見えたことに起因するものであるため、変更理由及び今後の在り方について、以下伺います。</p> <p>(1) 最初の変更（基崎第二小学校 → 岩崎保育所）の具体的理由について</p> <p>(2) 再変更（岩崎保育所 → 基崎第二小学校）の具体的理由について</p> <p>(3) 変更及び再変更に伴い行った周知方法について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 28 日  
午後 2 時 48 分 受付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 高エネ研南側用地について	(1) データセンターが周辺環境に与える影響 環境省・経済産業省：温室効果ガス排出量算定報告公表資料（2022年度）では、高エネ研南側用地の土地利用計画にある予定建築物のひとつであるデータセンターは、全国最大級の電力消費施設となると推定されている。そこで、以下伺う。  ア データセンターについて、最大電力需要量 イ 以下の環境への懸念に関して、グッドマンジャパンと土地売買契約までに文書で評価を行ったか (ア) 排熱によるヒートアイランド、気温上昇 (イ) 非常用発電機による排ガス、NOx、PM2.5、大気汚染リスク (ウ) 騒音、照明による光害 (エ) 電磁波による健康影響 (オ) 水冷設備導入時の地下水・水循環への影響	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 高校への進学について</p>	<p>(カ) 交通量増加による振動や生活道路への影響</p> <p>(2) 住民、事業所及び土地の所有者への説明の実効性と確認体制                      ア 2023年に配布された書面の配布回数、各回の配布日、配布対象範囲及び配布対象件数                      イ 市が配布実績を確認した方法                      ウ 説明内容</p> <p>(3) 土地利用計画にある防災拠点施設について、防災拠点施設が20年後に消滅する可能性</p> <p>(4) 現在の高エネ研南側用地（データセンター、防災拠点施設）の整備状況、高圧電源や工業用水などの整備状況及び今後の周辺地域への説明予定</p> <p>高校への進学について、以下伺う。                      (1) 市内在住生徒の高校進学の実況                      (2) 県への高校新設の要望状況及び県からの回答                      (3) 高校増設の検討状況                      (4) 全国の市立高校の件数及び市立高校に対する市の考え</p>	<p>市長                      教育長                      担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 部活動の地域移行について	市内の学校における部活動の地域移行について、以下何う。 (1) 部活動の地域移行の進捗 (2) 部活動の指導者確保及び活動場所の確保の状況 (3) 保護者負担（送迎などの費用負担）の状況	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 28 日  
午後 3 時 35 分 受付  
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質問事項	要旨	答弁者
1 データセンターについて	<p>つくば市大穂地区において、グッドマンジャパンつくば特定目的会社による国内最大級のデータセンターキャンパスの開発が進められている。</p> <p>1号棟(受電容量50メガワット)は2028年1月の完成を目指して建設工事が進行中であり、最終的には敷地全体で最大1,000メガワット規模のデータセンター群が集積する計画が事業者から公表されている。</p> <p>データセンターは膨大な電力を消費する施設であり、その電源構成は本市の温室効果ガス排出量に直接的かつ重大な影響を及ぼす。</p> <p>一方、本市は2022年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2023年11月には脱炭素先行地域(第4回)に選定され、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを目指している。</p> <p>また、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、2030年度に2013年度比26%削減、2050年度に80%削減の目標を掲げている。</p> <p>巨大な電力消費施設の立地と、本市の脱炭素施策との整合性は、市民生活、地域経済、地球環境のいずれの観点からも極めて重要な論点である。</p> <p>よって、以下について市の見解を伺う。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(1) データセンターに関し、事業者の再エネ調達方針について、市が把握している内容</p> <p>(2) 市のゼロカーボン施策との整合性について                      ア データセンター稼働後の市域温室効果ガス排出量への影響、市の試算及び見通し                      イ 削減目標(2030年度26%、2050年度80%)達成への影響</p> <p>(3) 脱炭素先行地域事業との関係について                      ア データセンター立地が脱炭素先行地域事業に与える影響                      イ 環境省との協議状況(協議の有無・内容)</p> <p>(4) 事業者への要請及び協定について                      ア 契約・許可時の環境配慮事項                      イ 環境保全協定の締結予定・時期及び協定に盛り込む数値基準</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



## 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 2 8 日  
午後 3 時 5 2 分 受 付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 2 8 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 データセンターに関する諸課題への対応について	<p>AIやクラウド需要の急拡大に伴い、データセンターの建設計画が各地で示されていますが、建築基準法上の用途区分が存在しないため立地規制が生じず、地域住民との紛争が起きているところもあります。そのような衝突を避けるため、業界団体(日本データセンター協会)は本年5月に「データセンター地域共生ガイドライン」を公表し、事業者に対して地域住民との丁寧な対話を進めるよう求める姿勢を示しました。</p> <p>一方、地方自治体自らがデータセンターを独立した用途として定義し、立地を規制する独自の条例作りを行うところも出てきました。</p> <p>この件に関し、本市の取組を以下伺います。</p> <p>(1) (仮称)グッドマンジャパンビジネスパークつくばPRJに建築予定のデータセンターについて、事前の地元説明の実施状況として、市が報告を受けているものの概要</p> <p>(2) 今後の地域住民への説明機会の確保についての市の考え</p> <p>(3) 当該用地における緑化基準等の地区計画</p> <p>(4) 地域共生や環境配慮を図る視点から、つくば市独自のガイドラインを整備する考えはあるか</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 RSウイルス母子免疫ワクチンのリスクについて	<p>RSウイルスは、2歳までにほぼ全員が一度は感染する、ごくありふれたウイルスです。急性の呼吸器感染症で、年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初回感染時、特に生後6か月以内に感染した場合には細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。</p> <p>遺伝子組換えRSウイルスワクチンであるアブリスポは、妊婦に接種することで、母体内で作られた抗体を、胎盤を通じて胎児に移行させ、産まれた乳児をRSウイルスを原因とする下気道疾患から予防することを目的にしています。</p> <p>「生後すぐの赤ちゃんを守ることを主目的に据えた初のワクチンで、作用機序も新しく、これまでわが国で同様の作用機序のワクチンが定期接種化されたことはありません。</p> <p>問題は、このワクチン承認の根拠となった国際共同第Ⅲ相試験の部分解析において、在胎28～32週未満の集団で早産のリスクが示されたことです。アメリカとフランスはこの部分解析のほか、複数の試験結果から当該週数の妊婦を対象から外しましたが、日本では外しておらず、そのリスクが軽視されている状況だとの指摘の声があります。</p> <p>ワクチンは健康な人間に接種するものである以上、そのリスクは最小限でなければなりません。新しい命をお腹に宿す妊婦と、赤ちゃんが健やかに産まれてくることを望む全ての御家族のために、以下伺います。</p> <p>(1) 接種者数の見込みと予算額、現在までの接種者数の推移</p> <p>(2) 接種対象者への勧奨方法</p> <p>(3) RSウイルス母子免疫ワクチンのリスクをどのように捉え、周知しているか</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 つくば市の生物多様性に関する施策の推進について	<p>生物多様性推進室がこの4月からスタートし、市Webサイトでも特設ページができるなど、取組を進めている様子が確認でき、評価しております。</p> <p>開発で緑が失われていく中、質の良い緑をどう保全し、更に回復させていくのでしょうか。</p> <p>昨年4月1日にネイチャーポジティブ宣言を行ったつくば市の今後の取組を、以下伺います。</p> <p>(1) 推進体制と進行管理の中核を担う(仮称)つくば市生物多様性センターと、その事務局の位置付けとなる、(仮称)つくば市の生物多様性に関する活動協議会の設置に向けた今後の見通し</p> <p>(2) 自然共生サイトの登録促進に向けての取組状況</p> <p>(3) 自然体験会の実施状況</p> <p>(4) 外来生物に対する取組</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



# 一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 28 日  
午後 3 時 53 分 受付  
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 28 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質問事項	要旨	答弁者
1 高エネ研南側用地の一括売却の是非と今後の土地利用計画について	(1) 現在の土地利用計画（データセンター・物流施設）が、以下に示す5項目の「高エネ研南側未利用地土地利用方針」に、データセンターと物流施設が適合しているとする理由は。 ① 豊かな自然環境、幅広い分野の研究機関や人材の集積などの最先端の取組に代表されるつくばならではの資源・特性を十分いかせるもの（データセンター） ② 市民ニーズに対応し、地域の活性化に貢献するもの ③ 東日本大震災等の教訓をいかし、市民が安全・安心に暮らせるまちを実現するため、災害に強いまちづくりに寄与するもの（物流施設） ④ 市民のコミュニティ形成に寄与するもの ⑤ 交通の利便性から観光や産業の振興に寄与す（物流施設、データセンター）  (2) 10年間の買戻し特約が登記されているが、その目的は。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 データセンターの環境への影響について</p>	<p>(3) どのような場合に買戻し特約が実施される契約となっているのか。</p> <p>(4) 契約締結から10年を経過した時点で、建蔽率を超えた未利用地が存在した場合、買戻しの対象となるのか。</p> <p>(5) そもそも交通の要衝にある市の公有地を民間企業に売却する目的は何だったのか。</p> <p>(6) グッドマンジャパン1社に一括売却する理由とその必要性は。</p> <p>(7) 防災井戸を含む防災施設の底地まで売却した理由とその必要性は。</p> <p>(8) グッドマンジャパンが整備し、無償で市に使わせる防災施設の整備費用は、土地代金の一部なのか。</p> <p>(1) 50MW(メガワット)×20棟=1000MW(メガワット)という桁違いに巨大な電力使用量の施設が環境に及ぼす影響について市民の不安が高まっている。以下の項目について回答を求める。</p> <p>ア 使用電力に対する排熱量</p> <p>イ 排熱の形態(温水、温風、水蒸気)とそれぞれの温度</p> <p>ウ 排熱が周辺の環境に及ぼす影響(気温の上昇、温排水の流出、蒸発冷却の場合の水蒸気の排出)</p> <p>(2) 今後の環境アセスメントの実施の有無について</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 高エネ研南側用地を買い戻す場合の費用負担について	<p>(3) 環境に悪影響がある場合には、当然市の土地利用方針には適合しなくなる。その場合に売却契約は破棄され買い戻す契約になっているか。(現在、契約書の大部分が企業の都合(利益)を優先して墨塗りで非公開である)</p> <p>(1) 市の財政に及ぼす影響について市長の見解をお聞かせ願いたい。</p>	市長 担当部長
4 屋根のあるアリーナ建設の必要性について	<p>剣道を例にとれば、現在つくば市を中心とした大会(競技会、錬成会)を開催できる場が近隣の自治体を含めても不足している。市内にはカピオがあるが、観客席数や駐車場の不足から広域の大会の開催には支障がある。</p> <p>屋根のあるアリーナは、スポーツ以外のイベントや災害時の避難施設としても有効な活用ができる。そこで、以下伺う。</p> <p>(1) つくば市に屋根のあるアリーナの必要は無いのか、市長の見解をお聞かせ願いたい。</p> <p>(2) 市長は「必要な施設は必要な土地を見つけてつくって行く」と言っているが、必要な条件を備えた土地はそんなに簡単に見つけられるものなのか。市長の見解をお聞かせ願いたい。</p>	市長 担当部長
5 現在計画中の陸上競技場の必要性と立地条件について	<p>(1) 目的は公式記録を取れる競技施設なのか、それとも観客席を備えた競技会場なのか。</p> <p>(2) 立地条件として高エネ研南側未利用地よりも上郷高校跡地の方が総合的に勝っている理由は。</p> <p>(3) 陸上競技場が造られることによって、地元の上郷地区にはどのようなメリットが期待できるか。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。